

「川崎市多文化共生社会推進指針(改定版)(案)」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

本市は、外国人市民代表者会議条例の制定をはじめ、外国人市民を共にまちづくりを進めるかけがえのない一員と考え、外国人市民を包摂した地域社会づくりを推進するなど、多様性のまちとして発展してまいりました。2005（平成17）年に外国人市民施策の基本理念となる基本方針として、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざし、「人権の尊重」、「社会参加の促進」、「自立に向けた支援」の3つの基本理念のもと、5つの施策推進の基本方向を示した「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、その後、2008（平成20）年及び2015（平成27）年に改定の上、施策を推進しています。

今回、これまでの取組状況や社会状況の変化等に対応するため、本指針の改定案を取りまとめ、市民の皆様の御意見を募集いたしました。

その結果、23通（意見総数65件）の御意見をいただきましたので、その内容と市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	川崎市多文化共生社会推進指針（改定版）（案）に関する意見募集について
意見の募集期間	令和5年11月27日（月）から令和5年12月27日（水）まで
意見の提出方法	電子メール、ファクス、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより（令和5年12月1日号掲載） ・ 市ホームページ ・ かわさき情報プラザ（市役所本庁舎2階） ・ 各区役所、各支所、出張所（閲覧コーナー） ・ 各市民館、図書館（分館を含む）、川崎市国際交流センター ・ 市民文化局市民生活部多文化共生推進課事務室
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ ・ かわさき情報プラザ（市役所本庁舎2階） ・ 各区役所、各支所、出張所（閲覧コーナー） ・ 各市民館、図書館（分館を含む）、川崎市国際交流センター ・ 市民文化局市民生活部多文化共生推進課事務室

3 結果の概要

意見提出数（意見数）	23通（65件）
（内訳） 電子メール	23通（65件）
ファクス	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメント手続では、「行政サービスの充実」の項目で外国人市民向けの相談体制や情報提供の充実を求めるもの、「多文化共生教育の推進」の項目で学習支援の充実を求めるもの、「社会参加の促進」や「共生社会の形成」の項目で外国人市民の社会参画や日本人市民との共生についての意見などをいただきました。これらを踏まえ、「行政サービスの充実」の住宅の課題の表現について見直すとともに外国人住民人口の統計数値など必要な時点修正を行った上で、「川崎市多文化共生社会推進指針（改定版）」を策定します。

【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C：今後の施策を進めていく上で参考とするもの
- D：案に関する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E：その他

【御意見の件数と対応区分】

項目		A	B	C	D	E	計
指針全般に関すること			6		3		9
I 指針の趣旨							
	1 「多文化共生社会」の実現に向けて						0
	2 本市の外国人市民の状況と施策の推移				1		1
	3 施策の推進体制						0
	4 指針の改定について						0
	5 指針の基本的な考え方						0
II 施策の具体的推進内容							
	1 行政サービスの充実	2	5	4	1 2		2 3
	2 多文化共生教育の推進		5	3	6		1 4
	3 社会参加の促進		2	1	7		1 0
	4 共生社会の形成		1	1	4		6
	5 施策の推進体制の整備		1				1
その他					1		1
合計		2	2 0	9	3 4	0	6 5

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 指針全般に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	外国人市民を共にまちづくりを進めるかけがえのない一員と考え、外国人市民を包摂した地域社会づくりを多様性のまち川崎として推進するための指針が、これまでの取組状況や課題、社会状況の変化等を踏まえ改訂されることを歓迎し、応援します。	国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現に向け、本指針に基づく施策を推進してまいります。	B
2	指針全般にわたり、実態を把握した上で、きめ細やかさが感じられ、川崎市の外国人市民施策のレベルの高さを実感した。前回改定で設定の重点課題が、今回の改定までの期間で一定の進捗があり指針本体に組み込まれたことは画期的だと思う。		
3	政府のSDGs実施指針である「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現のために、外国人・外国にルーツを持つ人々が地域の中で安心して暮らせるよう、人権・労働基本権の保障、保健医療サービスへの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への転換を推進するために、「川崎市多文化共生社会推進指針」に基づき、取り組みを継続すること。		
4	多くの自治体の中でも、先進的に取り組んできた川崎市の「外国人市民施策」「多文化共生社会の推進」について、市民をはじめ多くの人に取組を広くアピールして、今後もさらに施策が進むよう期待する。(同趣旨の意見他1件)		
5	日本社会の調和のとれた多様な状態の維持に貢献すること、経験を積極的かつ豊かに受け止める。ホスピタリティーのある日本に住んでいることを実感する。(原文スペイン語からの抄訳)		

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
6	川崎市地域日本語教育推進方針は多文化共生社会推進指針の下に位置付けられると考える。指針の関連資料一覧として体系図を作成し添付したほうが良いのではないかと思います。	川崎市地域日本語教育方針は、本指針の主に「Ⅱ 施策の具体的指針内容」の「2 多文化共生教育の推進」に関連いたしますが、下位の位置付けはしておりません。なお、川崎市地域日本語教育推進方針の概要は参考資料のP53に掲載しております。	D
7	外国人市民は支援を受けるだけでなく、街のためや自分のため活躍できる環境作りとして、具体的には外国人市民の就職や起業に特化した支援でより良い暮らしやすいまちづくりになればと思います。	本市では外国人留学生向け合同企業就職説明会などを実施しておりますが、外国人市民が地域の構成員として自己の能力を十分に発揮しながら様々な活動に参加できるよう施策を推進してまいります。	D
8	概要版がとても分かりやすくまとめられているので、指針本体にも掲載するとよいのではないかと。	改定の概要版については、指針改定版の本編とともに、概要版として作成したものを市のホームページ等に掲載してまいります。	D

(2) I 指針の趣旨

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	「外国人市民の状況」の2つのグラフは、前回指針のほうがわかりやすいので見せ方を再度検討してほしい。	前回（現行指針）の外国人住民人口の推移グラフは、国籍・地域別内訳入りの棒グラフですが、主な国籍・地域の入替わりもみられ、その推移を示すことが難しくなったことなどから今回は国籍別の内訳は表示せず、総数で作成しており、国籍・地域別外国人住民人口の推移は参考資料のP56に掲載しております。また、前回（現行指針）の在留資格別比率は、円グラフで示しましたが、今回は、前回指針改定時の2015（平成27）年度からの推移も示すため、棒グラフにより比較できるようにしています。	D

(3) II 施策の具体的推進内容 1 行政サービスの充実

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	<p>住宅の〈課題〉に「近隣トラブルなどの理由により」が追加されたことで、民間賃貸住宅への入居差別がなくなっていない現状は、不動産店等ではなく、外国人市民側の問題と解釈できるので、課題の書き換えをお願いします。(同趣旨の意見他1件)</p>	<p>日本語が十分理解できないことなどによる近隣トラブルなどが入居を断わる背景の一つとしてあることから改定案としましたが、入居差別がなくなっていない現状がある中で外国人市民側のみに問題があるかのような表現は、外国人市民全体に問題があるとの印象を与え、それ自体が差別を助長する恐れがあるため、御指摘を踏まえ、本編P18の「1行政サービスの充実」「(6)住宅」〈課題〉の1文目は、現行指針を変更することなく「国籍や文化の違い、また、日本語が不自由なためなどの理由から、民間賃貸住宅への入居差別はなくなっていない現状があります。」とします。</p>	A
2	<p>〈やさしい日本語〉の活用を進めることが社会への啓発につながるので、ぜひ推進してほしい。</p>	<p>外国人市民の存在を十分認識しながら業務を行っていくよう、市職員の意識啓発に努めるとともに、〈やさしい日本語〉の活用についても推進してまいります。</p>	B
3	<p>外国人の情報提供及び相談窓口ワンストップセンターの相談件数は、年々増えているため、さらに外国人市民が相談しやすい環境を整備するとともに周知を強化すること。</p>	<p>国際交流センターに多文化共生総合相談ワンストップセンターを設置し、11言語で対応しております。また、本年7月には外国人市民が集住する市南部地域である市役所第3庁舎2階にかわさき多文化共生プラザを整備するなど、国際交流センターとも連携し、様々な媒体を活用した周知広報による認知度向上に取り組むとともに、外国人相談支援体制の充実に向けた取組を推進してまいります</p>	B
4	<p>日本語が十分理解できない外国人市民も多くいますので、ワンストップでの相談体制の整備が必要と考えます。</p>	<p>日本語が十分理解できない外国人市民も多くいますので、ワンストップでの相談体制の整備が必要と考えます。</p>	B

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
5	多言語による医療情報について、行政機関が積極的に情報収集に努め医療機関に積極的に広報する姿勢を支持します。ホームページなどで広く公開し、支援する市民や当事者にわかりやすい広報も取り組んでください。	多言語による医療機関検索サイトや問診票等について御活用いただけるよう市ホームページに掲載しておりますが、引き続き、多言語資料等の情報収集や広報に努めてまいります。	B
6	在留管理制度の理解促進については在留資格の専門家である行政書士を活用してほしい。	国際交流センターでは、行政書士による外国人の在留資格などに関する無料相談を行っています。引き続き、在留管理制度への理解が促進されるよう外国人市民及び関係機関への周知啓発に努めてまいります。	B
7	福祉・介護保険サービス提供者が言語や生活習慣等の違いに配慮できるよう、川崎市指定介護保険事業者等集団指導講習会等で「多文化理解」「通訳・翻訳の方法」「やさしい日本語」の説明を入れて下さい。	福祉・介護保険サービス提供者が言語や生活習慣等の違いに配慮してサービスを提供できるよう、御意見を参考にしながら関係機関と連携し施策の推進に努めてまいります。	C
8	情報提供・相談窓口の「ICTを活用しつつ」とあり、「市内全区の区役所にタブレット型情報端末を活用したテレビ通訳の導入・運用」を指しているものかと思いますが、その「相談・通訳体制」があるにもかかわらず、その周知が十分ではない。区ホームページでの紹介や窓口等での看板を設けているのは一部の区のみであるため、全区ホームページで案内をする他、外国人の利用度が高い市民課等で掲示してほしい。	本市では、各区役所及び支所の窓口にタブレット端末による機械通訳及びTV通訳システムを導入しており、市ホームページで周知しておりますが、効果的な周知方法等について検討してまいります。	C

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
9	外国人夫婦の間に赤ちゃんが生まれた場合、出生届（日本の役所への届出）、在留資格申請（入管）、本国への登録（大使館での手続等）が必要になり、これらが適切になされないと、公的サービスが受けられなかったり、生まれながらにしてオーバーステイになったり、本国で存在しない子どもになってしまう。外国人特有の手続が必要なことについての情報発信が必要	外国人市民の出産に伴う手続など、在留管理制度の理解が進むように外国人市民への更なる周知・啓発に取り組んでまいります。	C
10	災害時においてはパスポートや在留カードの喪失、本国の家族との連絡など、外国人特有の課題があるため、国等と協力して外国人特有の情報発信を強化しなければならない。	災害時の外国人市民への情報提供につきましては、災害時多言語支援センター等において外国人市民に対し適切な情報提供が行われるよう努めてまいります。	C
11	通訳ボランティアの活用を促進し、市内各地に拠点を複数設置し小中学校や行政にもっと派遣してほしい。また、海外から来日したばかりの小中学生への初期対応としての母語支援などにも派遣してほしい。	国際交流協会の通訳ボランティアについては、区役所等での行政手続や子育て、福祉等に関する相談等に派遣しています。また、学校には、これまで母語が話せる日本語指導等協力者を派遣していましたが、2020（令和2）年度から委託事業により日本語初期支援員を必要な児童生徒に配置したほか、国際教室の設置や日本語指導巡回非常勤講師を配置しています。今後も内容の充実に努めてまいります。	D
12	外国人高齢者と障害者の現状調査を川崎市として行う他、ライフサイクル図を作成し、いつどのような相談支援ができるか、そのサービスや社会資源をまとめた図を作成してほしい。	外国人市民が安心して生活できるよう現状把握に努めながら関係機関が連携し、切れ目ない支援ができるよう取組を推進してまいります。	D
13	ライフステージの変わり目などで在留資格を維持できなくなったり取得できなかったりするケースがある。そうした課題を整理し、どのような対策ができるかを検討する必要がある。	在留資格に関わる外国人市民の課題について、関係機関での情報共有を図るとともに、適切な対策や支援がなされるよう相談体制の充実に努めてまいります。	D

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
14	<p>年金制度の外国人への説明の方法を整備するとよい。加えて、専門家である社会保険労務士を活用してはいかがか。また、脱退一時金制度など制度の課題について国等への提言も必要ではないか。</p>	<p>年金制度について、外国人市民の方にとってもわかりやすい制度となるよう、引き続き国に働きかけを行ってまいります。</p>	D
15	<p>外国人の方々が抱える多様化・複雑化した課題の解決に向けて、外国人支援コーディネーターの設置と専門機関との連携・定期的な事例検討会の開催・機能的な支援ネットワークの形成が必要である。</p>	<p>多文化共生総合相談ワンストップセンターでは、外国人市民から寄せられる様々な相談に応じて適切な支援につなぐため、日頃から関係機関と情報交換等を行っております。新たに開設するかわさき多文化共生プラザでの相談窓口を含め、関係機関が連携しながら、効果的な施策が講じられるよう他都市の取組なども研究してまいります。</p>	D
16	<p>指針についての資料にはルビが振ってあるが、外国人市民向けの資料のみにルビを振るのではなく、市政すべての資料にルビを振らないと、川崎市全体で共生に取り組んでいることにならないのではないか。</p>	<p>本市では、1998（平成10）年に「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を定め、外国人市民にかかわりのある情報については、できる限り多言語で広報することが望ましいこと、日本語の広報資料では川崎市〈やさしい日本語〉ガイドラインを参考に平易で分かりやすい表現にするとともに、できる限り平仮名のルビを付けることが望まれるとしております。今後も外国人市民に配慮した情報提供に努めてまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
17	<p>外国人市民へのオリエンテーションの充実</p> <p>1 外国人転入者が日本の生活習慣を理解できるよう、「外国人情報窓口」のような専門窓口を市役所に設置する。</p> <p>2 不動産業者が日本の生活習慣を詳しく説明する時間を設けるよう依頼する。</p> <p>3 外国人雇用企業が日本の生活習慣を詳しく説明するオリエンテーションを開催するよう依頼する。</p> <p>4 外国人雇用企業が、来日1か月後、半年後などのスパンで、定期的に日本の生活習慣を詳しく説明するオリエンテーションを、外国人従業員に実施するよう依頼する。</p>	<p>外国人転入者に対し、区役所で多文化共生総合相談ワンストップセンターなど、外国人市民に役立つ資料等をウエルカムセットとして配布しているほか、市国際交流センターにおいて外国人市民向けの生活オリエンテーションを実施しています。また、川崎市居住支援協議会では民間賃貸住宅へ入居するために必要な手続や、円滑に暮らしていくためのルール・マナー、困ったときの相談先などをまとめた外国人向け住まいのサポートブックを作成し、ホームページで公開しています。</p> <p>外国人雇用企業でのオリエンテーションについては各企業での取組として行われるものと考えておりますが、事業者内研修の支援に努めてまいります。今後も日本に来て間もない外国人市民への情報提供に努めてまいります。</p>	D
18	<p>様々な事情により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等が路頭に迷うことがないように支援を行うこと。</p>	<p>様々な事情により外国人市民が行き場を失うことがないように、情報提供と相談体制の充実に努めるとともに、必要に応じて国等に働きかけることを検討します。</p>	D
19	<p>法務省から在留期間満了の通知による住民登録の消除を行う場合、在留期間更新を希望する人には、入管事務所で期間更新申請が必要なことを葉書などで通知するよう取り組んでほしい。</p>	<p>在留期間の更新を受けようとする外国人は、法令省令で定める手続により法務大臣に対し、在留期間の更新許可申請を行う必要があります。在留資格に関する手続については、出入国在留管理庁のホームページを広報するなど、外国人市民への周知に努めてまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
20	非正規滞在者に対して、在留資格の有無を問わず提供される行政サービスがあることを職員に周知し市民にもホームページなどで広報してほしい。	在留資格の有無を問わず提供される行政サービスがあることの情報提供のあり方などについては、他都市の事例なども踏まえ、研究してまいります。	D
21	住宅について、利用マナーや入居差別解消についての課題は記述されているものの、「入居できない人への支援」が不十分であるように思える。 特に外国人ホームレスの課題が深刻化している。在留資格のない人の住まいの確保に向けた取組の検討や国や入管庁への働きかけなどの文言を記載するのはいかがか。	非正規滞在など非正規滞在資格を持たない外国人については、当該国の大使館等に相談してもらうことを基本としておりますが、生活保護に準ずる取扱いができる在留資格を持つ外国人については、自立支援センター等にて、自立に受けた支援を行っています。 非正規滞在者への対応や支援については、必要に応じて国等に働きかけることを検討します。	D
22	仮放免の状態にある人たちの実態把握等を進めると共に、その実態を基に、在留管理制度自体の改善に向けて、他の自治体との連携、国への提言をしていくことを求める。	仮放免者につきましては、仮放免の際に行政サービスの内容について各市町村に直接問合せする旨の「お知らせ」が手交されておりますので、多文化共生総合相談ワンストップセンターなどにお問合せいただくことで、必要な情報提供や相談に対応し、生活実態の把握に努めてまいります。また、手交される「お知らせ」は国における一律様式となっており、各市町村の問合せ先などの記載がないことから、記載内容の充実については、国に要望等を行ってまいります。	D

(4) II 施策の具体的推進内容 2 多文化共生教育の推進

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	川崎市外国人市民代表者会議で提言した内容を追加されることに賛同する。 日本語指導が必要な児童生徒に対し生活言語、学習言語の取得支援及び学習支援が重要である。	本編 P21 の「2 多文化共生教育の推進」「(1) 就学の保障と学習支援③」のとおり、日本語初期支援員の派遣、及び、国際教室、日本語指導巡回非常勤講師による日本語指導の充実と改善に努めてまいります。	B

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
2	外国につながる児童生徒へ受入れと支援のために、教職員研修の充実をお願いしたい。	本編 P21 の「2 多文化共生教育の推進」「(1) 違いを認め合う教育④」のとおり、人権尊重教育・多文化共生教育に関わる研修等において、外国につながるのある児童生徒の受入れと支援についての研修を充実させていきます。	B
3	「教育に関わる相談の背景にある家庭、生活等の複合的要因を意識して対応するよう努めます。」について、教育と福祉の連携した対応がワンストップでできる仕組みが望まれます。	本編 P23 の「2 多文化共生教育の推進」「(4) 家庭へのサポート」のとおり、外国人保護者等の状況に配慮した情報提供や支援に努めつつ、教育と福祉の連携の視点に立った支援に努めてまいります。	B
4	家庭へのサポートでは金銭的なサポートとして、「川崎市就学援助制度」や奨学金制度等の情報も積極的に伝わるように周知してほしい。	本編 P23 の「2 多文化共生教育の推進」「(4) 家庭へのサポート②」のとおり、外国につながるのある家庭に対しての支援を充実させ、教育の重要性や学校生活等について、必要な情報提供に努めてまいります。	B
5	教育相談体制の充実の中で、在留資格の相談も含めてほしい。「家族滞在」の在留資格の子どもは、高校を卒業して仕事を見つけないと、「定住者」「特定活動」といったフルタイムで就労可能な在留資格への変更ができないといった課題がある。	市立高校における相談体制等を充実させ、卒業後のキャリア形成等のための支援を行うとともに、義務教育課程終了後の生徒への切れ目のない継続した指導・支援について関係機関と連携・協力を図ってまいります。	B
6	外国人市民に対する日本の社会・制度・文化の理解促進について、まじめな講座では来る人が限られるので、楽しいことを入口にした柔らかい企画がいいのではないかと。	市民館等で実施している識字・日本語学級では、通常の日本語学習に加えて、季節のイベントや日本の文化を学ぶイベント等の交流活動も企画・実施しております。多くの外国人市民に参加いただけるよう、工夫しながら引き続き取組を進めてまいります。	C

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
7	<p>外国につながる子どもの学習支援は、関係職員だけでなく、実際に支援するボランティア同士の交流をする機会を設けてほしい。学習支援の仕方など情報共有できればよりよい支援につながると思う。</p>	<p>学習支援におけるボランティアの交流や研修については既存の識字・日本語学習の地域日本語連絡会におけるボランティアの交流を継続するとともに、他分野においても、研修等の様々な機会を捉えて交流が図られるよう関係部署とも調整を行うなど、川崎市地域日本語教育推進方針に基づく取組を進めていく際の参考とさせていただきます。</p>	C
8	<p>義務教育終了後の生徒への切れ目のない指導・支援について、外国につながる若者の学びや社会参加を支える仕組みや居場所の整備が必要である。</p>	<p>市民館等で実施している識字・日本語学級では、社会参加を促進するための学習支援として、基礎的日本語の学習や交流イベント等を実施しているところですが、今後も、こうした活動を通じて、ボランティアや外国人市民同士が地域の中でつながりをつくることを大切にしながら、地域における小さな多文化共生の場となるよう取り組んでまいります。</p>	C
9	<p>教職員への研修等を通じて母語・母文化についての認識を深め、家庭との連携に努めますにあたっては、学識の講師以外にも当事者から学ぶ研修が有意義である。</p>	<p>母語・母文化の尊重については重要なことと認識しております。人権尊重教育・多文化共生教育に関わる研修等を通して教職員への理解を深め、家庭との連携を深めてまいります。研修講師については、各学校の実態やニーズを踏まえ、当該校や担当者に対して必要な講師を選定しており、引き続き同様の取組を進めることで教職員の母語・母文化についての認識を深めてまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
10	<p>子どもが学校でつまづいているところ（学習面、生活面など）について、学校と地域の支援場所で連携した支援ができれば子どもにとって有益になると思う。外国につながる子どもの寺子屋のような支援場所がない区域への寺子屋開設も必要だと思う。</p>	<p>外国につながる児童生徒等に対して、学校生活への適応支援や、生活に必要な日本語、学習に必要な日本語の習得支援及び学習支援の充実を図るため、必要に応じて日本語指導初期支援員を配置、また、国際教室の教員や日本語指導巡回非常勤講師による指導を行うなど、指導体制の強化・拡充にも取り組んでまいります。外国につながる子ども向けの寺子屋については、これまでの取組の検証やニーズ等の変化を踏まえながら、引き続き検討してまいります。</p>	D
11	<p>マイノリティの方々が必要教育を受ける環境が保障されることは素晴らしい試みですが、一方で現場の負担が増加することは明らかであり、この点をどのように解消されるかに具体的解決策が明確に示されておりません。ICTを活用すると至る箇所で記載がみられますが、採用すれば問題が解消するわけではありません。ICTをどのように利用していくのか、そのためのシステムをどのように構築するのかという点を明確にされるべきです。現場を疲弊させないためにも、ICTを活用しての学習支援システムの構築を教育委員会ではなく行政で行うべきである。</p>	<p>本市では国の「GIGA スクール構想」に基づき、1人1台端末の調達や学校内の高速ネットワーク環境の整備を進め、こうしたICTの活用を通して、かわさき教育プランの基本理念である「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」学びを推進しているところです。</p> <p>また、近年オンライン用の日本語コンテンツが多く提供されたり、タブレット等による翻訳アプリの活用やテレビ通話による通訳支援など、様々なツールがあることから、そうしたものを活用しながら一人ひとりの状況に応じた学習環境の整備に努めてまいります。</p>	D
12	<p>国際教室、日本語指導巡回非常勤講師による日本語指導等について、指導回数の増や国際教室教員の増員が必要である。</p>	<p>日本語初期支援員の派遣、及び、国際教室、日本語指導巡回非常勤講師による日本語指導につきましては、教員及び講師の研修等を通し、指導の質的な向上について、充実と改善に努めてまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
13	「違いを認め合う」という視点に加えて、「グローバル市民」という感覚をもつような教育を行うことを提案します。外国人だけでなく、日本人も世界や他国と繋がっていることを感じることで、より「多文化」であることのすばらしさ、「違い」の意味・意義、同じ人間であること等を理解できる。	本指針にお示ししているように、文化の多様性への理解や、民族的・文化的アイデンティティと母語・母文化の尊重に対する認識を高めて、違いを認め尊重しあえる多文化共生教育を推進してまいります。	D
14	違いを認め合う教育について、違いを認め合うだけでなく、共通するものを多く持っていることへの気づきも促し、共感の心がさらに育まれるとよい。		

(5) II 施策の具体的推進内容 3 社会参加の促進

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	外国人市民や市民グループ等が地域の活動により参加しやすくなるような環境の整備も必要です。	本編 P25 の「3 社会参加の促進」 「(2) 地域における外国人市民等の活動」のとおり、国際交流センター、かわさき市民活動センター、かわさき多文化共生プラザ等の周知を図り、利用を促すなど、外国人市民等がより地域活動に参加しやすくなるよう、努めてまいります。	B
2	外国人市民代表者会議のオープン会議だけでは交流が足りない。外国人市民と日本人市民が一緒にコミュニティで生活をしているという感覚を持った人が少ない。もっと外国人市民と日本人市民と一緒に体験するような、接点を増やす取組をしてほしい。	外国人市民代表者会議では市民祭りなどのイベント等への参加を通じて市民と交流をしております。また、国際交流センターではインターナショナルフェスティバルをはじめとした異文化交流の場などの取組を行っております。引き続き、外国人市民と日本人市民が共に参加できる取組について検討してまいります。	C

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
3	<p>市政参加における、地方参政権の実現のための働きかけは、引き続き検討すべきだと思います。引き続き、当指針で地方参政権について考える姿勢を示すことに賛成します。</p>	<p>外国人市民の地方参政権につきましては、専ら国の立法政策に関わる事柄であると考えておりますが、様々な考えや意見があることなどを踏まえ、国の動向等を注視している状況です。今後、国において様々な議論等が進んだ場合は、必要に応じて他自治体とも連携し、国に働きかけることを検討してまいります。</p>	B
4	<p>地方参政権の実現について、川崎市議会での記述について問題視、削除や文章変更をすべきではないかという議論が行われましたが、この求めに応じて安易に文言変更・ならびに削除を行うべきではないと考えます。これまで川崎市が何十年と積み重ねてきた外国人市民との共生の試行錯誤の歴史を踏まえた上での意見とは感じられません。</p>	<p>外国人市民の地方参政権につきましては、専ら国の立法政策に関わる事柄であると考えておりますが、様々な考えや意見があることなどを踏まえ、国の動向等を注視している状況です。今後、国において様々な議論等が進んだ場合は、必要に応じて他自治体とも連携し、国に働きかけることを検討してまいります。</p>	
5	<p>「地方参政権の実現については、他の自治体と連携しながら国に働きかけることを検討します。」は、多文化共生指針策定当初からあるもので、更には 1994 年に川崎市議会が採択した「定住外国人の地方参政権の確立に関する意見書」や、外国人市民代表者会議の提言もされている課題ですので、他の自治体と連携しながら国への働きかけを前向きに検討し推進してください。</p>		D
6	<p>地域社会の自治の担い手として外国人市民を位置づけ、地方参政権付与の声を国に届けてほしい。国内の偏狭な議論にとらわれず、世界の動向を啓発してください。</p>		
7	<p>ほかの項目はよいが、参政権に反対である。</p>		

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
8	<p>「社会参加の促進」に含まれる「地方参政権の実現については、他の自治体と連携しながら国に働きかけることを検討します。」は川崎市が外国人地方参政権の実現を目指すことを表明していることと理解したが、そうだとすると、この内容については、1990年代前半に盛り込んだものとの報道があるが、第一に当時と国際・国内情勢が変わっており、第二に当時の市が有権者と十分話した形跡もない。第三に地方参政権を是とする当然の法理は存在しない。本計画において「地方参政権の実現については、検討しない」と明記するか、不要な誤解や諍いを防ぐため、表現を削除すべきではないか。</p>	<p>本指針の策定に当たっては、2003（平成15）年に指針策定の考え方を、2004（平成16）年に指針骨子案を公表し、市民の皆様からの意見を反映させる機会を設け、市民、学識経験者等から様々な御意見をいただき策定いたしました。</p> <p>外国人市民の地方参政権につきましては、専ら国の立法政策に関わる事柄であると考えておりますが、様々な考えや意見があることなどを踏まえ、国の動向等を注視している状況です。今後、国において様々な議論等が進んだ場合は、必要に応じて他自治体とも連携し、国に働きかけることを検討してまいります。</p>	D
9	<p>より多くの外国人市民が加わる市政の手段として、「請願・陳情」についての多言語案内、広報、啓発に努める記載を本項目に追加するとよいのではないか。</p>	<p>制度の案内等について、他の各種制度の周知方法等と併せて検討してまいります。</p>	D
10	<p>日本人市民と外国人市民が隣近所に関わる機会をつくりつつ、双方が生活しやすいまちづくりを担う「コーディネーター」を、地域社会の実情が把握しやすい「市民館」の職員として配置することを提案します。一斉に始めることが難しいと考えます。そこで、まずは外国人市民が多く住んでいる地域を、「多文化共生モデル地区」に設定するとよい。</p>	<p>外国人市民等が地域社会の構成員として、より地域活動に参加しやすくなるよう、国際交流センター、かわさき市民活動センター、かわさき多文化共生プラザ等の周知を図り、利用を促すとともに、市民館におきましては、外国人市民等を含む全ての市民の生涯学習の拠点として、集い、学び、活動する場の提供を通して、地域におけるつながりづくりを推進してまいります。</p>	D

(6) II 施策の具体的推進内容 4 共生社会の形成

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	市民の自主的な活動や居場所づくりに向けた環境を整備することで、地域での外国人市民と日本人市民が共に活動する多文化共生社会の形成を支援することも不可欠だと思っております。多文化共生社会の実現に向けて着実に前進できるよう応援しております。	地域における多文化共生社会の形成にあたっては地域活動や外国人市民の支援に既に取り組んでいる関係機関との連携を図りながら効果的な施策を講じられるよう努めてまいります。	B
2	国際交流センターにある多文化共生社会総合相談ワンストップセンターの相談情報を市職員等に共有し、現場の状況への理解を深めてほしい。	多文化共生総合相談ワンストップセンターにおける相談情報については、言語別・相談内容別など相談件数等の相談実績について、庁内会議での情報提供を行い、共有を図っているところですが、庁内における認知度向上に向けた取組を含め、今後とも引き続き取り組んでまいります。	C
3	「地域における多文化共生社会の形成」にある「市内各地域において多様な担い手を見出し、育てていく」、「市民の自主的な活動や居場所づくりに向けた環境を整備する」については、補助金等の拠出もお願いしたいが、コーディネーター機能等が重要である。	外国人市民と日本人市民が地域において共に活動するための活動や居場所づくりへの具体的な支援策については、関係機関と連携しながら検討してまいります。	D
4	事業者が労働法令や入管法令を遵守した形で雇用することは、多文化共生社会を実現するうえで、最低限のベースであるため、情報提供だけでなく、状況を確認し、指導をすところまで踏み込めないかと思えます。そのためには経済労働局や専門家との連携も検討してほしい。	多文化共生社会推進の主体であるとの認識を持っていただけるよう、事業者に対して広報・啓発に努めてまいります。また、本市で毎年実施している労働状況実態調査の結果等を踏まえ、関係局と連携し、対応について検討してまいります。	D
5	市職員の国籍を理由とした任用制限を見直してほしい。	市職員の採用や任用のあり方については、他の自治体と連携しながら検討するとともに、多文化共生社会の形成に向け、会計年度任用職員等についても外国人市民の採用に努めてまいります。	D

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
6	<p>新しく設置される「多文化共生プラザ」と「国際交流センター」の役割の違い、そしてどのように連携をされるのかについて教えてほしい。</p>	<p>多文化共生総合相談ワンストップセンターは本市における「外国人市民の相談支援拠点」であり、11言語の相談員を配置し、外国人市民が生活する上で必要な情報を提供し、さまざまな分野にわたる相談を行うとともに、関係機関と連携を図りながら対応しています。</p> <p>また、かわさき多文化共生プラザは、市内外国人市民が集住する市南部地域において、気軽に対面での生活相談ができる新たな拠点として、6言語の相談員を配置する予定となっています。対応言語数にも限りがあることから複雑化・多様化する相談支援ニーズに対応していくため、ワンストップセンターと多文化共生プラザが連携しながら、相談員のスキル向上・ノウハウの集積を行うとともに、外国人相談支援体制の充実に向けた取り組みを推進してまいります。</p>	D

(7) II 施策の具体的推進内容 5 施策の推進体制の整備

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	<p>「施策推進の地域拠点づくり」は、外国人市民代表者会議でも提言されているが、今回の改定で「多文化共生プラザ」として実現していることを評価する。</p>	<p>外国人市民が多く住む市南部地域での新たな拠点として整備する「かわさき多文化共生プラザ」においては、身近な場所での生活相談や情報提供・情報発信のほか、「場」としての機能や役割として居場所づくりや外国人市民代表者会議からの提言を踏まえながら、外国人相談支援体制の充実に向けた取組を推進してまいります。</p>	B

(8) その他

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	日本語が話せない外国人市民にも市の取組が届いているようならば、日本語のできる人にも機能しているはずである。	本指針に基づく多文化共生施策を進め、外国人市民をはじめ、より多くの方々に、本市の取組を知っていただけるよう、着実に推進してまいります。	D

市民意見等を踏まえた指針の修正事項

パブリックコメント手続でのA区分のほか、外国人住民人口の時点修正や巻末に参考資料を添付するなどの整理を行いました。

※下線は修正箇所

本編 頁番 号	修正内容〔修正後〕	〔修正前〕
3 ・ 4	(1) 外国人市民の状況 外国人住民人口及び本市に占める割合、 「在留資格別人口と構成比」のグラフを 令和5年12月末日の統計値に更新	
18	(6) 住宅 <課題> 国籍や文化の違い、また日本語が不自由な ためなどの理由から、民間賃貸住宅への入 居差別はなくなっていない現状がありま す。	(6) 住宅 <課題> 国籍や文化の違い、また、日本語を十分 に理解できないことによる近隣トラブル などの理由により、民間賃貸住宅への入 居差別はなくなっていない現状がありま す。
31 ～ 69	参考資料を追加 1 指針策定の経過 2 施策の推進に関わる有識者会議等 3 外国人市民施策に関わる条例等 4 本市の外国人住民人口 5 川崎市外国人市民意識実態調査結果 (抜粋) 6 用語解説 (五十音順)	

※その他、用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。